

令和8年9月1日

一宮市選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市選挙管理委員会
委員長 高井 光信

一宮市選管規程第1号

一宮市選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程

一宮市選挙管理委員会運営規程(昭和51年一宮市選管規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(委員長の専決処分) 第4条 略 <u>2</u> 委員長は、 <u>前項</u> の規定により専決処分をしたときは、その旨をつぎの委員会に報告しなければならない。	(委員長の専決処分) 第4条 略 <u>2</u> <u>委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。</u> <u>3</u> 委員長は、 <u>前2項</u> の規定により専決処分をしたときは、その旨をつぎの委員会に報告しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。